

令和2年9月14日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二

令和2年度「旅マエ」からの地方空港認知向上等による道内空港受入環境整備事業における「航空会社が運営する訪日外国人向け情報案内サイト活用事業」(JAL)委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和2年度 航空会社が運営する訪日外国人向け情報案内サイト活用事業

2. 事業目的

この事業では外国人旅行者のうち多様な目的地を目指すFITが、自国にて旅行計画を立てる「旅マエ」段階から新千歳空港以外の空港の存在を知り、その空港の利用が周遊旅行に合理的であり便利であること等について、自前サイトとのリンクも含め二次交通情報などをレコメンドすることで地方空港の利用を促し、地方空港の外国人受入体制の整備とする。

3. 実施期間 契約締結日～令和3年3月10日予定

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：令和2年9月18日(金) 15:00～17:00

会場：公社 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、令和2年9月17日(木) 12:00までに、メール
或いはFAXにてお申し込みください。

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、1社あたり1名様のご参加をお願い致します。

また、出席の皆様におかれましては、当日「マスクの着用」にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。(参加希望者の人数によっては、会場を変更する場合もございます。その際は速やかに参加希望の皆様にご連絡を致します。)

※新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、企画提案事業説明会を開催せず質疑についてはメールでの受け付け、回答の可能性もある。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 担当：二村
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：s_nimura@visithkd.or.jp

FAX 回答用紙

令和2年9月17日（木）12:00 必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : s [nimura@visithkd.or.jp](mailto:s_nimura@visithkd.or.jp)

北海道観光振興機構 地域支援本部

広域観光部 二村 宛

令和2年度「航空会社が運営する訪日外国人向け情報案内サイト活用事業」委託事業者向け事業説明会に出席します。

【9月18日（金）15:00～（公社）北海道観光振興機構会議室にて開催】

貴社名			
連絡先	電話： E-mail：		
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、1社あたり1名様のご参加をお願い致します。
また、出席の皆様におかれましては、当日「マスクの着用」にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（参加希望者の人数によっては、会場を変更する場合もございます。その際は速やかに参加希望の皆様にご連絡致します。）

令和2年度「旅マエ」からの地方空港認知向上等による道内空港受入環境整備事業における
「航空会社が運営する訪日外国人向け情報案内サイト活用事業」(JAL) 企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

この事業では外国人旅行者のうち多様な目的地を目指す FIT が、自国にて旅行計画を立てる「旅マエ」段階から新千歳空港以外の空港の存在を知り、その空港の利用が周遊旅行に合理的であり便利であること等について、自前サイトとのリンクも含め二次交通情報などをレコメンドすることで地方空港の利用を促し、地方空港の外国人受入体制の整備とする。

2. 事業対象地域

「新千歳」「旭川」「帯広」「釧路」「女満別」「函館」の空港を軸とした6エリア。

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(以下、「観光機構」という。)が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む。)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。

① 次のいずれかに該当するものであること。

イ. 民間企業

ロ. 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利法人

ハ. その他の法人、又は法人以外の団体等

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。

④ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

⑤ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※ 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和3年3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

9月14日（月） 企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始

9月18日（金）15:00～ 企画提案事業説明会

9月24日（木）17:00 企画提案参加表明締切

10月6日（火）15:00 企画提案書の提出期限

10月上旬～中旬 企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始

令和3年3月10日（水）予定 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

※新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、企画提案事業説明会を開催せず質疑についてはメールでの受付け、回答の可能性もある。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和2年9月24日（木）17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 広域観光部（担当：二村）

TEL 011-231-2900 Email: s_nimura@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

8. 委託業務内容

【日系航空会社のチャンネルを活用した受入環境の整備】

■対象国・エリア：台湾、香港、シンガポール、欧米（英語圏）

道内空港の発着便数（総客数）が多い代表的な航空会社3社のうち日本航空株式会社（JAL）が運営する海外向けWebサイトを活用し地方空港の存在を知らしめることを目的とした自社路線+地域および空港情報のページを設置し、インバウンドのトランジットによる地方空港への着地や、日本滞在期間内での道内地方空港を利用したショートトリップでの活用を促す。

ページ内には、国際線航空券の予約をはじめ訪日外国人旅行者向け国内線運賃【Japan Explorer Pass】の路線検索等を設けるなどユーザーがすぐに購入できるような仕掛けを必ず用意する。

訪日外国人旅行者向け国内線運賃の訴求を行い、特別運賃の認知度向上を図るとともに価格訴求によるインバウンドの道内地方便、国内トランジット便の利用を推進し、道内の地方空港を利用した周遊性を高める。

なお、関連事業の【Webページを活用した受入環境整備事業】および【メタサーチサイト活用事業】において制作する各ページからもリンクを設けインバウンドが住む地域から直接道内の地方空港の航空便が検索できる仕組みを持たせる。これにより情報と購買が別々になることを防ぎ、より多くの来訪者獲得につなげる。

- (1) 日本航空株式会社（JAL）が運営する海外向け Web サイトにて情報ページを制作する。
- ・国際線航空券および訪日旅行者向け国内線運賃の予約・購入導線を確保する。
 - ・対象道内 6 空港を軸としたエリアの観光案内、おすすめコンテンツの情報ページ制作
 - ・対象 6 空港内情報や空港サービス情報
 - ・各種二次交通（JR・バス）を利用した各空港から観光拠点へのアクセス情報
 - ・制作したページを公開し対象国・エリアに向けて北海道への誘客促進を図る。
 - ・令和 2 年度「旅マエ」からの地方空港認知度向上による道内空港受入環境整備事業における「Web ページを活用した受入環境整備事業」と、「メタサーチサイト活用事業」と連携すること。
 - ・当機構が運営する北海道観光公式サイト「Good day 北海道」ページにおいても受入環境整備の一環として令和 2 年度事業にて各地方空港にスポットを当てたページを用意する予定である。そこで「Good day 北海道」からのリンクを行うこと。

※なお掲載に関しては既存記事との整合性、体裁を統一するため、「GoodDay 北海道」ウェブ責任者と十分協議すること。

(2) 多言語化

- ・ ページ制作は日本語に加え、英語、繁体字での記述とする。
- ※多言語ページ作成にはネイティブが参加し、背景の文化等にも配慮した記述とすること。

(3) 事業実施報告書の提出

- ・ 事業終了後、事業の実施内容と成果を報告書として提出すること。

(4) 民間とのタイアップ

- ・ 民間企業との協力・支援内容について提案すること。

(5) 目標と成果指標

【道内空港を目的地とした検索数の向上】

- ・アウトプット：検索数 前年同期比 120%（令和 3 年 3 月時点）
- ・アウトカム：購入ボタンへの遷移数（クリック数） 前年同期比 130%

9. 予算上限額

5,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

①費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネーター費等

②日本円での記載を原則とすること。

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部（担当：二村）
TEL 011-231-2900 Email: s_nimura@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 令和2年10月6日（火） 15:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール、またはROM等により納品すること。なお電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

13. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
※なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いての遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡する。

14. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

(3) 業務遂行能力

提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

(1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 本事業は観光庁が令和2年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

16. その他

(1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

(5) 本事業は、観光庁が令和2年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金」を活用する。このため、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

以上